

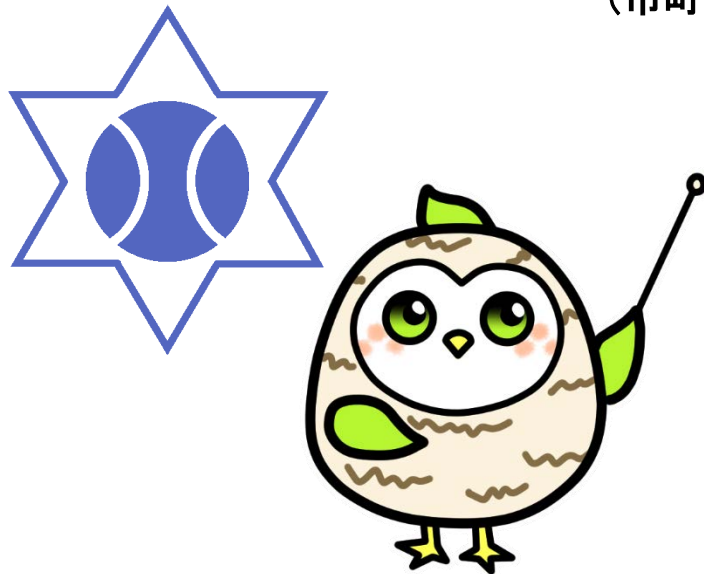
令和 5 年度

給与所得等に係る 市民税
道民税 **特別徴収の手引**

(異動届出書は本書につづり込んでいます)

小 樽 市

(市町村コード 012033)



小樽市公式 LINE 案内人レッタくん

お問合せは

小樽市財政部 市民税課

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL 代表 0134-32-4111 内線 242~245
FAX 0134-22-5354

目 次

[1] 給与所得等に係る特別徴収の事務取扱いについて	
1 給与所得等に係る特別徴収とは	3
2 給与所得等に係る特別徴収義務者とは	3
3 月割額の徴収について	3
4 納入について	3
5 納期限までに納めないときは	4
6 納期の特例について	4
7 給与所得等に係る特別徴収税額の変更について	4
8 納税義務者に退職や転勤などの異動があったときは	5
9 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収へ変更するときは	6
10 名称変更、住所変更、解散などの届出について	6
11 審査請求について	6
[2] 退職所得に係る市民税・道民税の分離課税について	7
[3] 給与所得等に係る特別徴収関係届出書	8

地方税共通納税システムを御利用いただけます

地方税共通納税システムは、すべての都道府県・市区町村へ職場のパソコン等から電子納税ができる仕組みです。

地方税共通納税システムを利用することで複数の地方公共団体に一括して納税ができ、納付事務の負担が軽減されます。また、事前に登録した金融機関等口座を指定してダイレクト納付ができますので、納め忘れがありません。

地方税共通納税システムについては eLTAX ホームページを御確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

取 扱 金 融 機 関

◎ 小樽市指定金融機関

北洋銀行の本店及び全国の支店(出張所を含む。)

◎ 小樽市収納代理金融機関

北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫、
新おたる農業協同組合本所
北海道信用漁業協同組合連合会小樽支店 小樽市漁業協同組合本所
ゆうちょ銀行各支店及び各郵便局(簡易郵便局を含む。)
(北海道外のゆうちょ銀行及び郵便局で納める場合は、初回到末尾の「指定通知書」を提出してください。)

◎ 小樽市役所（別館 1 階 18 番窓口）

※小樽市各サービスセンターでは納めることはできません。
※18番窓口の受付時間は、午前9時から午後5時20分までとなります。

納入書の記入例

① 通常の月割額の外に一括徴収分があるとき

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書 (公)	北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書 (公)	北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書 (公)
市町村コード		市町村コード		市町村コード	
0 1 2 0 3 3		0 1 2 0 3 3		0 1 2 0 3 3	
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者	02710-6-960059	小樽市会計管理者	02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和 5年 6月分	指定番号	令和 5年 6月分	指定番号	令和 5年 6月分	指定番号
	1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 給 与 分 (一括徴収分を含む。)
	1 2 6 6 0 0		1 2 6 6 0 0		1 2 6 6 0 0
	退職所得分		退職所得分		退職所得分
	延滞金		延滞金		延滞金
合計額	¥ 1 2 6 6 0 0	合計額	¥ 1 2 6 6 0 0	合計額	¥ 1 2 6 6 0 0
納期限	令和 5年 7月 10日	納期限	令和 5年 7月 10日	納期限	令和 5年 7月 10日
(特別徴収義務者)		(特別徴収義務者)		(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号	住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号	住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は名称	株式会社 花園商事 様	氏名又は名称	株式会社 花園商事 様	氏名又は名称	株式会社 花園商事 様
上記のとおり領収しました。	領収日付印	上記のとおり納入します。	領収日付印	取りまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794) 上記のとおり収納したので 通知します。 (受付店一北洋銀行 小樽中央支店一小樽市)	領収日付印
※合計額の首尾には¥記号を必ず記入してください。	(納入者保管)		(金融機関保管)		(小樽市保管)

通常の月割額
 ⇒ 93,600 円
 +
 一括徴収分
 33,000 円
 (一括徴収分は退職所得分ではありません。)

② 給与分の他に「退職所得の分離課税」があるとき

本書8ページ以降の「退職所得に係る特別徴収税額の個人別明内訳書」にも記入して、小樽市財政部市民税課へ提出してください。

納入書の裏面も記入してください。

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書(公)
市町村コード	
012033	

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書(公)
市町村コード	
012033	

北海道 小樽市	個人市民税 個人道民税 領収証書(公)
市町村コード	
012033	

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和5年10月分	指定番号
	1234567

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和5年10月分	指定番号
	1234567

口座番号	加入者名
02710-6-960059	小樽市会計管理者
令和5年10月分	指定番号
	1234567

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						9	0	6	6	0
	退職所得分					2	1	6	0	0
	延滞金									
合計額		¥	3	0	6	6	0	0		

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						9	0	6	6	0
	退職所得分					2	1	6	0	0
	延滞金									
合計額		¥	3	0	6	6	0	0		

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						9	0	6	6	0
	退職所得分					2	1	6	0	0
	延滞金									
合計額		¥	3	0	6	6	0	0		

納期限	令和5年11月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は名称	株式会社 花園商事 様

納期限	令和5年11月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は名称	株式会社 花園商事 様

納期限	令和5年11月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	小樽市花園2丁目12番1号
氏名又は名称	株式会社 花園商事 様

上記のとおり領収しました。

領収日付印	
-------	--

(納入者保管)

※合計額の首部には〒記号を必ず記入してください。

上記のとおり納入します。

領収日付印	
-------	--

(金融機関保管)

取りまとめ店
小樽貯金事務センター
(〒047-8794)

上記のとおり収納したので
通知します。

(受付店→北洋銀行
小樽中央支店→小樽市)

領収日付印	
-------	--

(小樽市保管)

市民税 道民税		納入申告書											
小樽市長様		(受付印)											
令和5年11月10日提出													
令和5年10月分	人員	1人											
退職手当等 支払金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
						1	9	3	2	0	0	0	0
特別徴 収税額	市民税					1	2	9	6	0	0		
	道民税					8	6	4	0	0			
(特別徴収義務者)													
住所又は所在地		小樽市花園2丁目12番1号											
氏名又は名称		株式会社 花園商事 (印)											
法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
勤続年数	30年												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													

退職手当等支払金額があり納入申告書を使用する個人事業主の方は、表面記入済の納入書の裏面を使用しないでください。詳しくは8ページ「5 納入について」を御覧ください。

〔1〕給与所得等に係る特別徴収の事務取扱について

1 給与所得等に係る特別徴収とは

特別徴収義務者が6月から翌年5月まで12回に分けて、毎月の給与を支払う際、納税義務者個人が納めなければならない市民税・道民税を給与から差し引いて、事業所ごとにまとめて納めていただく制度です（公的年金等から差引きされる市民税・道民税は、給与からの特別徴収ができません。）。

2 給与所得等に係る特別徴収義務者とは

「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」によって指定を受けた給与の支払者です。

特別徴収関係書類を受け取りましたら、次の作業をしてください。

- (1) 送付した封筒に記載の書類が入っているか確認してください。
- (2) 「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者に特別徴収の制度を御説明の上、速やかにお渡しください。
- (3) 退職、転勤などにより納税義務者にお渡しできない通知書は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を添えて返送願います。
- (4) 納税義務者から、特別徴収税額のうち給与所得以外に係る所得割の全部又は一部を普通徴収の方法（個人が納付書によって納める方法）により納めたい旨の申出があった場合は、速やかに御連絡ください。

3 月割額の徴収について

- (1) 毎月納めていただく税額は、「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してあります。
(6月分と7月分以降の月割額は異なる場合が多いので御注意ください。)
- (2) 年税額が均等割以下の方は、6月中に支払う給与から全額差し引いて6月分として納めていただくことになります。

4 納入について

- (1) 納期限は、徴収した月の翌月10日（土、日、祝日及び振替休日に当たっているときは、その翌日）です。
- (2) 表紙裏に記載してある取扱金融機関で納めてください。
- (3) 取引銀行や会社において規定の様式で納入書を独自に作成している特別徴収義務者には、納入書を送付しておりません。必要なときはお知らせください。
- (4) 納入書には所要事項を必ず記入してください。なお、合計額の首部には¥記号を必ず記入してください。（1, 2ページの記入例参照）
- (5) 納入書の金額及び納入月の訂正はできません。予備の納入書を添付しておりますので、そちらを御利用ください。

5 納期限までに納めないときは

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、次の算式で計算した延滞金が加算されます。(地方税法第 326 条)

延滞金 = 税額 × 延滞金の割合 × 日数 / 365 日

・延滞金の割合

納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合※ + 1 %、1 か月を経過した以降は、延滞金特例基準割合 + 7.3% となります。

※延滞金特例基準割合 < 令和 5 年は年 1.4% > = 租税特別措置法第 93 条第 2 項の割合 (各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合 = 平均貸付割合。令和 5 年は 0.4%) に 1 % を加算した割合

なお、令和 6 年以降の延滞金特例基準割合は変動する場合があります。延滞金の詳細は小樽市ホームページ内 [くらし・手続き](#) → [税金](#) → [納税](#) → 「延滞金など」を御覧ください。

- ・税額が 2,000 円未満のときは、延滞金は掛かりません。
- ・延滞金を計算する際、税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・延滞金の金額が 1,000 円未満のときは、その延滞金は掛かりません。

(2) 滞納処分

納期限までに納めなかったときは、督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しない場合は預貯金、不動産、売掛金などの財産の差押えを受けることがあります。

6 納期の特例について

給与の支払を受ける方が 10 人未満の特別徴収義務者は、納期の特例に関する申請をし、承認を受けた場合に限り、年 2 回の納入とすることができます。なお、この場合の納期限は、6 月分から 11 月分までが 12 月 10 日、12 月分から 5 月分までが 6 月 10 日となります (土、日、祝日及び振替休日に当たっているときは、その翌日)。

7 給与所得等に係る特別徴収税額の変更について

税額に変更が生じたときは、「給与所得等に係る特別徴収税額の変更通知書」をお送りします。変更後の月割額を確認し納めてください。

8 納税義務者に退職や転勤などの異動があったときは

給与所得等に係る特別徴収税額の通知書に載っている方が転勤、退職、長期休職などによって給与の支払を受けなくなったときは、その異動があった日の翌月 10 日（通知前に異動していた場合は通知を受けた日の翌月 10 日）までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。非課税の方に異動があった場合も必要です。記入例と用紙は 8 ページ以降にあります。

届出が遅れますと納税義務者個人への「納税通知書」の発送が遅れて、納税義務者が一度に納めなければならないこととなります。
これにより諸証明の発行を受けられなくなる場合もありますので、提出期限の厳守をお願いします。

また、令和 4 年度に特別徴収をしていない方及び他市町村で特別徴収をしていた方が、令和 5 年度は特別徴収希望として小樽市に給与支払報告書を提出された後、異動した場合にも「異動届出書」を提出してください。

未徴収税額（残りの税額）の徴収方法について

(1) 特別徴収継続

転勤又は退職後の新しい勤務先で引き続き給与所得等に係る特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に確認をして、異動届出書に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 一括徴収

未徴収税額（残りの税額）を給与又は退職金などから一括して徴収し、特別徴収義務者が、翌月 10 日までに納める方法です。

1月1日以降に退職などをするときは、本人の申出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。

（未徴収税額が給与又は退職金などを超える場合は除きます。）

12 月 31 日までに退職などをするときでも本人の了承を得て、できるだけ一括徴収してください。

(3) 普通徴収

(1)、(2)に該当しないとき、納税者個人が直接納める方法です。この場合は、未徴収税額（残りの税額）分の納税通知書を普通徴収の納期に合わせて直接、納税者個人に送ります。納期限については、小樽市ホームページ内 [くらし・手続き](#) → [税金](#) → 「小樽市の税」個人住民税（普通徴収）を御覧ください。

9 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収へ変更するときは

納税者を新たに採用したときなど、普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替えを希望する場合には、8ページ以降の「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書」を提出してください。なお、二重納付防止のため、納税者が普通徴収の通知書で一部を既に支払っているときには、その領収書の写しを添付してください。

※公的年金からの特別徴収の開始により、御自宅に届いた年金所得に係る普通徴収分については、給与から特別徴収することはできませんので御注意ください。

10 名称変更、住所変更、解散などの届出について

事業所の名称などに変更があったとき、又は解散などにより特別徴収を継続できなくなったときは、8ページ以降の「給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名所変更・解散等届出書」に記入し、提出してください。

11 審査請求について

同封の税額通知書に記載された事項についての処分に係る審査請求は、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対してすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

上記の処分についての取消訴訟は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

なお、この取消訴訟は、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

〔2〕退職所得に係る市民税・道民税の分離課税について

退職手当などに係る市民税・道民税については、下記の方法により税額を求め、退職手当などの支払の際に所得税と一緒に徴収してください。

1 徴収した税額の納入先

退職した方が退職手当などの支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在にお住いの市町村です。

2 課税されない退職手当など

死亡により退職した方に支払うべき退職手当などで、その方の相続人などに支払われることとなったものについては課税されません。

(相続税の対象となります。)

3 非課税となる人

退職手当などを支払う年の1月1日現在に生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は課税されません。

4 特別徴収する税額の計算

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満切捨て)

※短期退職所得等については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。詳しくは国税庁ホームページ「退職金を受け取ったとき(退職所得)」確認ください。

退職所得控除額

勤続年数に応じて下記のとおり計算します。

勤続年数が1年に満たない端数は切り上げます。(例：10年3か月のときは11年とする。)

・通常の場合

勤続年数	控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
20年を超える	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者となったことにより退職した場合・・・上記によって計算した金額+100万円

(2) 税額の計算

(1)の退職所得の金額に、税率(市民税は6%、道民税は4%)を適用して計算します。

市民税 退職所得の金額×6% = 特別徴収すべき市民税額(100円未満切捨て)

道民税 退職所得の金額×4% = 特別徴収すべき道民税額(100円未満切捨て)

【例】退職所得の金額が1,500万円、勤続年数が38年の場合

・退職所得控除額

80万円+70万円×(38年-20年)=2,060万円
退職所得控除額が退職所得の金額を上回っているため、この場合は課税されません。

5 納入について

退職所得に係る市民税・道民税は、給与所得に対する市民税・道民税特別徴収税額と併せて「納入書」に所要事項を記入し、特別徴収した月の翌月の10日までに納めてください。

このとき、納入書裏面の「**納入申告書**」にも忘れずに記入してください。(2ページの記入例参照)

なお、法人番号を有しない個人事業主の皆様は、納付に使用する納入書裏面の「納入申告書」には何も記入しないでください。この場合の「納入申告書」の提出は、「納入申告書」の部分だけを別にコピーしたものに記入する、又は予備の納入書裏面の「納入申告書」(表面に記載の無いもの)を利用する等により作成し、金融機関等を経由せずに直接小樽市財政部市民税課へ提出してください。

6 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書について

退職所得に係る特別徴収税額を納めるときは、上記の「納入申告書」のほか、様式集にある個人別内訳書を当課へ提出してください。

7 退職所得の特別徴収票について

市区町村提出用「退職所得の特別徴収票」は、税務署提出用「退職所得の源泉徴収票」と本人交付用の3枚複写になっています。税務署提出用「源泉徴収票」と市区町村提出用「特別徴収票」は、法人(人格のない社団又は財団も含まれます。)の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員について提出してください。なお、本人交付用はすべての受給者に交付してください。

〔3〕給与所得に係る特別徴収関係届出書

- ・ 給与支払報告書
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書
- ・ 普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書
- ・ 給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更・解散届出書
- ・ 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書
- ・ 指定通知書

* 様式集からコピーして御使用ください。なお、指定通知書を除き、小樽市ホームページからダウンロードをすることができます。

小樽市ホームページ内 申請書ダウンロード→市税→「税の請求書・届出書様式ダウンロード」 又は **サイト内検索で**

によりダウンロードページを開けます。

* 異動届出書は、異動の発生した月の翌月の10日までに提出してください。届出が遅れますと納税義務者個人への「納税通知書」の発送が遅れて、納税義務者が一度に納めなければならないこととなりますので、提出期限の厳守をお願いします。

* 「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替届出書」は、提出時期によっては、希望徴収開始月に間に合わない場合があります。

* 各種届出書様式について、郵送による取得を希望される方は小樽市財政部市民税課へ御連絡ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記入例）

◎記載上の注意

- この届出書は、異動の発生した月の翌月の10日までに速やかに提出してください。
- 個人番号、法人番号を記入してください。なお給与支払者が個人事業主の場合、マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード等、番号が確認できる書類及び身元確認書類(顔写真付であれば1点、無ければ2点以上)を添付してください。なお、通知カードは記載されている氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときのみ番号確認書類として利用できます。
- 「異動の事由」は該当する番号を左の枠内に記入してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」は、必ず該当する番号を左の枠内に記入してください。
- 「特別徴収継続」の場合は必ず新しい勤務先へ確認の上、「新勤務先」の「所在地」「名称」などを記入してください。
- 「一括徴収」の場合は、該当する理由の番号を左の枠内に記入し、該当する項目も記入してください。「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当などの支給月日を記入してください。
- 提出される際は、控用にコピーを取ってください。

※非課税の方も異動届は必要です。

※退職後の残りの税額は、可能な限り『一括徴収』で、お願いします。

(例1) 退職し、一括徴収した場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
		1. 現年	2. 新年度 3. 両年度
小樽市長殿 令和5年10月28日提出	所在地 〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号	特別徴収義務者 指定番号 1234567	
フリガナ 氏名 氏名又は名称	特別徴収者 フリガナ 株式会社 花園商事	担連 所属 氏名 鈴木	
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	電話 32-4111 内線 (242)	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	フリガナ 北海 二郎 昭和45年1月1日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 8 7 6 87654321 小樽市新光1-1-1 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 88,500 円	(イ) 徴収済額 6月から 10月まで 32,500 円
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 56,000 円	異動 年月日 令和5年 10月 30日
			異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)
			異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	新規 <input type="checkbox"/> 法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10月25日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 56,000 円
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄 A B G NT CD E S I	左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

(例2) 転勤し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年	2. 新年度	3. 両年度										
小樽市長殿	所在地	〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号		特別徴収義務者 指定番号	1234567												
令和5年9月29日提出	フリガナ	小樽 花子		担当 所属	会計課 経理係												
	氏名又は名称	株式会社 花園商事		氏名	鈴木												
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4			
	フリガナ	小樽 一郎		特別徴収税額 (年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名	小樽 一郎		96,000	6月	11月	令和5年	2	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
	生年月日	昭和50年2月1日		35,100	10月	5月	9月	27日									
	個人番号	567890123456		60,900													
	受給者番号	12345		円													
	1月1日 現在の住所	小樽市鏡国1-2-3		円													
	異動後の 住所	同上		円													
1. 特別徴収継続の場合								新しい勤務先へは、月割額 8,700 円を									
特別徴収義務者 指定番号	7654321		<input type="checkbox"/> 新規	法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3
所在地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目		担当 氏名	佐藤		11				月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
フリガナ	小樽 花子		所属 氏名	佐藤		受給者番号				納入書の要否 (種類の場合のみ記載)							
氏名又は名称	株式会社 花園商事 札幌支店		電話	011-232-4111 内線()		必要				必要							
2. 一括徴収の場合								左記の一括徴収した税額は、									
<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。											
<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月	日	円												
3. 普通徴収の場合								左記の普通徴収した税額は、									
<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。											
<input type="checkbox"/>	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		月	日	円												
<input type="checkbox"/>	3. 死亡による退職であるため		月	日	円												

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十條関係)

(例3) 残りの税額を普通徴収(個人払い)にする場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年	2. 新年度	3. 両年度										
小樽市長殿	所在地	〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号		特別徴収義務者 指定番号	1234567												
令和5年10月30日提出	フリガナ	小樽 花子		担当 所属	会計課 経理係												
	氏名又は名称	株式会社 花園商事		氏名	鈴木												
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4			
	フリガナ	小樽 花子		特別徴収税額 (年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名	小樽 花子		47,200	6月	11月	令和5年	1	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
	生年月日	昭和56年10月29日		17,800	10月	5月	10月	31日									
	個人番号	345678901234		29,400													
	受給者番号	987654		円													
	1月1日 現在の住所	小樽市鏡国1-1-1		円													
	異動後の 住所	小樽市若松1-1-1		円													
1. 特別徴収継続の場合								新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を									
特別徴収義務者 指定番号	〒		<input type="checkbox"/> 新規	法人番号													
所在地	〒		担当 氏名			月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
フリガナ			所属 氏名			受給者番号				納入書の要否 (種類の場合のみ記載)							
氏名又は名称			電話	内線()		必要				必要							
2. 一括徴収の場合								左記の一括徴収した税額は、									
<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。											
<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月	日	円												
3. 普通徴収の場合								左記の普通徴収した税額は、									
<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。											
<input type="checkbox"/>	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		月	日	円												
<input type="checkbox"/>	3. 死亡による退職であるため		月	日	円												

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十條関係)

特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先へ確認の上、記入してください。
「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」に✓印を
付けた場合にのみ記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

小樽市長殿 年 月 日提出 給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号									
		フリガナ											担 連 当 絡 者 先	所 属								
		氏名又は名称												氏 名								
		個人番号 又は法人番号																電話	内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ											異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名													(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	生年月日	年 月 日												月 年	月 年	右から 番号を 記入						
	個人番号																				月 年	月 年
	受給者番号													月 年	月 年				右から 番号を 記入			
	1月1日 現在の住所													月 年	月 年							
異動後の 住所											円	円	円									

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	<input type="checkbox"/> 新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額_____円を						
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属	氏 名	電 話	内 線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入
	フリガナ																	
	氏名又は名称											受給者番号	1. 必要 2. 不要					

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	A	B	G	Q	F
		NT	CD	E	S	I	<input type="checkbox"/>

給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更・解散等届出書 (小樽市提出用)

(宛先)小樽市長 年 月 日提出	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地		担 当 者			特別徴収義務者 指 定 番 号					
			名称又は氏名			氏名							
			法人番号			電話							
変 更 事 項	変 更 前				変 更 後								
	フリガナ					フリガナ							
	所在地 (住所)					所在地 (住所)							
	フリガナ					フリガナ							
			名称又は氏名										
			電 話										
変更年月日	年 月 日												
書 類 送 付 先	フリガナ												
	所在地 (住所)												
	フリガナ												
	名称又は氏名					担 当					電 話		
変 更 理 由	① <input type="checkbox"/> 社名変更 ② <input type="checkbox"/> 所在地変更 ③ <input type="checkbox"/> 本店登記地変更 ④ <input type="checkbox"/> 書類送付先変更 ⑤ <input type="checkbox"/> 新設・吸収合併(法人番号の変更 有・無) ⑥ <input type="checkbox"/> 解散・倒産・閉鎖 ⑦ <input type="checkbox"/> その他 ※現在、給与所得等に係る特別徴収対象者が存在し、⑤法人番号変更有、又は⑥に該当する場合は、給与所得者異動届出書の提出が必要となります。												
備 考													

※誤読を避けるため、所在地(住所)、名称又は氏名には必ずフリガナをお願いします。

退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書 (小樽市提出用)

(宛先) 小樽市長 年 月 日提出	特別徴収義務者の名称(氏名)	特別徴収義務者の所在地(住所)	担 当 者	(係名)	(電話番号)
					(氏名)

特別徴収義務者番号	納 入 年 月 日
	年 月 日

退 職 者 (納 税 者)				退職手当等支払金額	勤続年数	特別徴収税額		退職日 (支払確定日)	退職手当を同一年 に2か所以上 受けたことの有無
1月1日の住所	氏 名	役員には○を つけてください	円			年	市 民 税		
1			円	年	円	円			有・無
	明・大・昭・平・令 年 月 日								有・無
2									有・無
	明・大・昭・平・令 年 月 日								有・無
3									有・無
	明・大・昭・平・令 年 月 日								有・無
4									有・無
	明・大・昭・平・令 年 月 日								有・無
5									有・無
	明・大・昭・平・令 年 月 日								有・無
年 月分		人 員	支 払 金 額 合 計			特別徴収税額			
		人	円			市 民 税	道 民 税		
						円	円		

北海道外のゆうちょ銀行及び
郵便局でのお支払について

小樽市では、公金に関する振替口座を
開設しております。ゆうちょ銀行及び郵
便局を御利用される北海道外の特別徴収
義務者の方は、初回の払込みの際に「提出
年月日」と「ゆうちょ銀行本支店名あるい
は郵便局名」を書き加えた右の指定通知書
を提出されますと、今回お送りした納入
書で、お支払いただけます。

なお、一度手続をされますと、その後
続けて御利用いただけます。

切
取
線

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長 様

_____郵便局長 様

小 樽 市 長



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基
づき下記のとおり給与所得等に係る特別徴収税額の納入
店(局)として指定したので通知します。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 認可番号 | 小振計第3900号 |
| 2 口座番号 | 02710-6-960059 |
| 3 加入者名 | 小樽市会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 小樽貯金事務センター |

(〒047-8794 小樽市入船5丁目3番1号)